

【1993年4月22日】年金制度の抜本改革（1993年～1994年「要求と提言」）

日本労働組合総連合会（高齢者の生活改善と年金改革フォーラム）

## 年金制度の抜本改革（1993～94年「要求と提言」）

### （1）60歳支給開始年齢の堅持と部分就労部分年金の導入

60歳定年制の完全定着や、60歳代前半層の雇用が確保されてない現状のなかで、定年年齢と年金支給開始年齢の結合は崩すことのできない原則である。支給開始年齢は、定年制の枠組み等に基本的な変化がない限り、60歳を堅持すること。

また、第3種被保険者についても、その就労特性を尊重し支給開始年齢の引き上げは行わないこと。

60歳以降の就労を適正に評価するために、連合の提案する「部分就労・部分年金」の導入をはかり、現行の在職老齢年金制度を抜本改善すること。

この場合、60歳以降の就労期間は被保険者になることにより、引退後の所定受給額に対して一定の割増し率（プレミアム）を設ける制度とすること。

60歳以降における雇用保険の求職者給付と、老齢厚生年金の併給については、両制度の主旨と現状を踏まえ検討を加えること。

### （2）基礎年金の改革と給付水準・要件の改善

基礎年金はナショナルミニマム年金として確立すること。このため生活保護水準等を勘案するとともに、一人当たり国民所得比の30%を確保することとし、単身者月7.2万円程度、夫婦で12万円（89年度価格）程度まで引き上げること。

また、低所得等により国民保険料の免除期間を有する65歳以上の年金受給者の水準が、制度的基礎年金（40年加入の場合のフル年金）以下の場合には、制度的基礎年金まで補足支給をする「補足基礎年金」制度を導入すること。

基礎年金への国庫負担（現在3分の1）を3分の2程度まで段階的に引き上げること。これにより、基礎年金財源を確保し低年金者、無年金者の解消に努めること。

国民年金一号被保険者の保険料滞納・未納の実態を把握し、徹底した収納対策を実施すること。

被用者年金の受給水準は、40年加入の現行モデル水準（平均標準報酬の69%程度）が、現役勤労者における可処分所得の81%程度であり、これを将来にわたって維持すること。

なお、前述をふまえ現行の経過措置について十分な検討を加えること。

財政再計算時の年金額算定基礎となる平均標準報酬月額の見直しは、現行の物価スライド方式を前提に、現役勤労者と受給者とのバランスに配慮し、可処分所得の伸び

率を勘案した再評価を検討すること。

65歳に到達して以降の基礎年金給付については、年間所得900万円以上を対象として、国庫負担相当分を支給停止とする給付要件を設けること。

特別支給の老齢厚生年金「定額部分」の加入年数上限（現行35年）を40年に引き上げること。

被用者年金制度に40年間以上加入した被保険者は、60歳前でも減額して年金を受給できる制度に改めること。

短時間労働者（パート労働者）に被用者年金制度への被保険者適用をはかること。

障害厚生年金の3級障害年金額は、1～2級の年金額との見合いで改善すること。

在日外国人障害者に対して公正な障害年金の適用をはかること。

### （3）保険料負担の適正化

保険料率（額）等の変更に係わる公的年金制度の法改正にあたっては、年金財政再計算の基礎資料を公開するとともに、複数モデルによる試算を行う等、情報の公開と国民的合意形成をはかること。

2025（平成37）年の高齢化のピーク時における厚生年金保険料率は、連合試算では政府見込みより圧縮が可能であり、政策努力により、一層の引き下げに努めること。

保険料は標準報酬月額にもとづく現行制度に加え、一時金に対する特別保険料を設けることを検討すること。

企業の社会的責任として基礎年金への事業主負担を導入し、被用者年金の労使負担割合を3：7に改め、その法制化をはかること。

60歳代前半層を雇用している企業とそうでない企業で相対的に生じる、年金保険料負担や受給者を支えるための財政負担面での不公平を是正するため、雇用を進めることでメリットが生じる制度を導入すること。

20歳以上の学生の国民年金加入促進をはかるとともに、親の負担を排除するため、学生に対する保険料の無利子融資制度を創設すること。

諸外国との年金通算協定の締結をはかること。

被用者保険の保険料算定基礎から交通費（通勤手当）を除外すること。

### （4）一元化対策

公的年金制度の一元化にむけては、各制度における被保険者間の相互理解と相互信頼が極めて重要であり、財政的あるいは制度的な課題と方向を速やかに提示し条件整備をはかること。

公平・公正で長期的に安定した、国民の信頼あつ制度とすることを基本に、公的年金制度の一元化を推進すること。

公的年金の手続きの簡素化、迅速化、業務の効率化および制度の公正化をめざし、

年金番号を一本化すること。

#### (5) 年金積立金の自主・効率運用

年金積立金の自主運用枠を大幅に拡大するとともに、運用体制を強化し、効率運用をはかること。また、89（平成1）年度末の厚生保険特別会計に対する国庫負担繰延べ金1兆5千億円を利子を含め全額速やかに返済すること。

年金積立金の運用は、拠出者である被保険者代表も参加する自主運営機構を設置し、民主的決定を行うこと。

積立金の使途と運用方法については、高齢化社会に備えた福祉施設などの社会資本整備を通じ、勤労国民の「ゆとり」「豊かさ」に結び付くものとなるよう十分留意するとともに、適正な利息分については年金原資に償還されること。

#### (6) 厚生年金基金制度などの改善

企業年金制度（厚生年金基金・税制適格年金）の特別法人税は廃止をめざし、当面、適格年金について基金なみ水準を確保すること。また、一定の給付水準を上回る積立金の税率部分と国庫助成を基に、中小企業退職金共済制度とも連携し中小・零細企業労働者の新所得保障制度の創設について検討をはかること。

厚生年金基金制度は、一律の保険料免除料率の弾力化等を検討し職域年金として普及率を抜本的に引き上げること。

年金の実質価値の維持をはかるため、逡増型の導入を促進し、その財源には特別償却を認めるなどの措置をはかること。

企業年金制度（厚生年金基金・税制適格年金）の過去勤務債務の償却について、償却方法の弾力化をはかること。

適格退職年金制度は、企業年金として充実させるため税制面も含め、厚生年金基金制度に準じた改善措置をはかること。また、制度間の通算制度の確立について検討すること。

産別労組年金、個人年金の掛金控除に対する税制上の措置を拡充すること。

#### (7) 女性に係わる措置などの改善

女性の年金権ならびに負担と給付について整合性ある制度の確立をはかること。

遺族厚生年金の若年の子なし妻に対する給付額は、夫死亡時35歳以上の要件を外し、共済年金と同様40歳以上はすべて中高齢加算を行うこと。

遺族年金の受給要件が発生したことによる、老齢年金から遺族年金への切りかえ時に、適切な猶予期間を設けること。